

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)
令和4年3月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101200号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100192号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和31年3月26日から同年8月5日まで
② 昭和39年12月31日から昭和40年1月14日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②が被保険者期間となっていない。前回の訂正請求において、当該期間の記録訂正はできない旨の決定がされたが、同社に勤務し、厚生年金保険料が控除されていた。請求期間①は標準報酬月額1万円として、請求期間②は標準報酬月額2万円として、それぞれ厚生年金保険の被保険者期間となるはずである。給料は20日締めであったが、給料支払明細書等の資料を提出するので、再度調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①の訂正請求については、i) 請求者は、仮採用期間の3か月経過後に厚生年金保険に加入する旨事業主から聞いたことを記憶しているところ、請求者が同期入社であったと記憶している同僚の資格取得年月日は、請求者より後の昭和31年11月2日である上、他の複数の同僚も入社してから数か月後に被保険者資格を取得していることから、A社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、ii) 請求者から提出された請求者が請求期間①のものであると主張する給料支払明細書によると、標準報酬月額4,000円に基づく保険料190円(健康保険料130円及び厚生年金保険料60円を合算した保険料)又は、標準報酬月額5,000円に基づく保険料238円(健康保険料163円及び厚生年金保険料75円を合算した保険料)が控除されていることが確認できるものの、当該明細書には年月が記載されておらず、その勤怠に係る記載についてカレンダーと突き合わせたところ、請求者が被保険者資格を取得した後の給料支払明細書である可能性がある上、同社は既に解散しており、事業主も既に亡くなっていることから、その詳細について確認することができない

こと、iii) 請求者は、同社に係る資格取得年月日が昭和 31 年 7 月 1 日である厚生年金保険被保険者証を交付されていた旨主張しているところ、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、請求者の同社に係る資格取得年月日を同年 8 月 5 日とする台帳記号番号は、同年 8 月 15 日に払い出されていることが確認できる上、同社に係る事業所別被保険者名簿により、健康保険証の整理番号に欠番がないことが確認できること、iv) 年金事務所は、同社から提出された届出書類及び請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)は保存されていない旨回答していること、v) 請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はないことなどから、既に平成 30 年 2 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対して、請求者からは、新たな資料の提出はないものの、請求期間①において厚生年金保険料を控除されていた旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、改めて請求者から提出された給料支払明細書及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、当該給料支払明細書が請求期間①に係るものであることを確認できず、当該被保険者名簿からも請求者の同社における被保険者資格取得年月日はオンライン記録どおりの昭和 31 年 8 月 5 日と記録されており、訂正等の不自然な形跡は見当たらず、請求者が同日よりも前に被保険者資格を取得した形跡もないことから、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

2 請求期間②については、i) 請求者から提出された昭和 39 年 12 月分及び昭和 40 年 1 月分給料支払明細書により、標準報酬月額 2 万円に基づく保険料 980 円(健康保険料 630 円及び厚生年金保険料 350 円を合算した保険料)が控除されていることが確認できるものの、請求者から提出された定年退職する際に発行されたとする履歴書によると、A社に係る退職日は、昭和 39 年 12 月 30 日と記載されていることが確認できる上、昭和 40 年 1 月分給料支払明細書によると、昭和 39 年 12 月 31 日以降の給与は支給されていないことが認められること、ii) 請求者が昭和 40 年 1 月は勤務していないと陳述していること、iii) このほか、請求者が請求期間②において、同社に勤務していたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことなどから、既に平成 30 年 2 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対して、請求者からは、新たな資料の提出はないものの、昭和 40 年 1 月 13 日に、A社に書類を受け取りに行っており、同年 1 月分給料支払明細書に記載されている半日出勤が同日のことである旨主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、ほかの月の給与支払明細書には休日日数が記載されているにもかかわらず、昭和 40 年 1 月分給料支払明細書には休日日数の記載がなく、請求者が昭和 40 年 1 月については、A社から連絡があり 13 日に書類を取りに行っただけである旨陳述していることを考え合わせると、請求者が出勤した日にちを特定できず、B市役所から提出された任用履歴書及び請求者から提出された定年退職する際に発行されたとする履歴書に、同社に係る退職日が同年 12 月 30 日である旨記載されていることから、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

3 そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を

変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。